

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(平成 25 年 4 月 1 日都市づくり公社規程第 2 号)

改正 平成 28 年 3 月 28 日都市づくり公社規程第 51 号 (イ)

改正 令和 2 年 3 月 31 日都市づくり公社規程第 95 号 (ロ)

改正 令和 3 年 3 月 29 日都市づくり公社規程第 100 号 (ハ)

改正 令和 4 年 3 月 29 日都市づくり公社規程第 105 号 (ニ)

公益財団法人東京都都市づくり公社評議員及び役員の報酬等に関する規程を次のように定める。

公益財団法人東京都都市づくり公社評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）定款第 15 条及び第 34 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、常時勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 公社は、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、別表第 1 に定める 1 人あたりの年度総額の範囲内及び報酬日額により支給する。
- 3 常勤役員の報酬は、別表第 2 に定める 1 人あたりの年度総額及び報酬月額範囲内とし、次の各号の定めによる。(イ)
 - (1) 理事の支給額は、理事会で決定する。
 - (2) 監事の支給額は、監事の協議で決定する。
- 4 非常勤役員の報酬は、別表第 3 に定める 1 人あたりの年度総額の範囲内及び報酬日額により支給する。

(報酬の支給日及び支給方法)

第 4 条 常勤役員の報酬の支給日は、原則として毎月 20 日（その日が日曜日、土曜日又は

休日に当たるときはその日前においてその日にもっとも近い日曜日、土曜日又は休日でない日)とする。

2 評議員及び非常勤役員の報酬は、評議員会又は理事会への出席等、必要の都度、支払うことができる。

3 常勤役員の報酬は、法令に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、役員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(新たに常勤役員になった者の報酬)

第5条 新たに選任された常勤役員に支給する就任当月分の報酬の額については、第3条に規定する額をその月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の月末までの日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(常勤役員でなくなった者の報酬)

第6条 常勤役員でなくなった当月分の報酬については、第3条に規定する額をその月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が常勤役員でなくなった日までの日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第7条 常勤役員には、公社の職員給与規程及び通勤手当支給規程に準じ、通勤手当を支給する。

(費用の弁償)

第8条 公社は、評議員及び非常勤役員がその職務を行うために要する費用について、請求があったときは実費相当額を弁償することができる。

(公表)

第9条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人東京都都市づくり公社の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 28 日都市づくり公社規程第 51 号）^(イ)

この規程は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 31 日都市づくり公社規程第 95 号）^(ロ)

この規程は、令和 2 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 3 年 3 月 29 日都市づくり公社規程第 100 号）^(ハ)

この規程は、令和 3 年 3 月 29 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、本改正に基づく報酬の減額改定は、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

附則（令和 4 年 3 月 29 日都市づくり公社規程第 105 号）^(ニ)

この規程は、令和 4 年 3 月 29 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。ただし、本改正に基づく報酬の減額改定は、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

（別表第 1）評議員の報酬

役職	年度総額範囲（1 人あたり）	報酬日額（1 人あたり）
評議員	108,000 円	18,000 円

（別表第 2）常勤役員の報酬^(ニ)

役職名	年度総額範囲（1 人あたり）	報酬月額範囲（1 人あたり）
理事長	17,950,000 円	1,495,833 円
副理事長	14,160,000 円	1,180,000 円
理事	14,160,000 円	1,180,000 円
監事	12,720,000 円	1,060,000 円
報酬等の額の方法	報酬は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）及び同条例の改正の動向等を踏まえ算定する。	

（別表第 3）非常勤役員の報酬

役職名	年度総額範囲（1 人あたり）	報酬日額（1 人あたり）
理事	720,000 円	15,000 円
監事	720,000 円	15,000 円